

## ～憲法裁判所が目標不在の違憲と認める

## ■ アジア初の勝訴

韓国でも若者たちが2020年3月、憲法裁判所に、韓国の炭素中立カーボンニュートラル法の削減目標は不十分で憲法違反とする訴えを提起していました。2030年の削減目標が2018年比40%削減にとどまり、2031年以降の削減目標が定められていないことは、彼らの基本的権利を侵害するとする訴訟です。

欧州などでは裁判所が政府や企業に目標の引き上げや対策の強化を命じる判決が出されるようになっていました。2023年6月に、韓国国家人権委員会が原告らの主張を支持する意見を韓国憲法裁判所に提出し、2025年2月までにパリ協定の下での2030年の目標を引上げと2035年の削減目標の提出が求められているところでした。そうしたなか、2024年4月、憲法裁判所は弁論期日を指定し、同年8月29日、2031年以降の目標を欠いていることは違憲として、2026年2月までにその制定を命じる決定を下したのです。アジア発の気候訴訟での勝利は、日本をはじめ、東アジアの気候変動対策の夜明けを告げるものとなるでしょう。

## ■ 訴訟を決意し、弁護士を探した若者たち

韓国の憲法訴訟は、原告となった若者たちが先導的に提起した訴訟です。2018年、グレタ・トゥーンベリ

さんが始めた学校ストライキに触発された世界の若者たちの間で気候変動への関心が高まり、各地にフライデー・フォー・フューチャー（FFF）が広がっていきました。自分事として気候危機を実感した韓国の若者たちがYouth 4 Climate Actionを立ち上げ、活動を始めました。彼らは街に出て声を上げ、政策決定者にも働きかけましたが、温暖化を止める議会や政府の動きを引き出すことにはつながらなかったため、裁判所に訴えようと考えたのだそうです。弁護士を探すことから始め、2020年3月に19人の若者が、気候変動対策に関する法律の違憲性を審査する憲法裁判所に申立（憲法訴訟）に至ったのでした。

## ■ 姿の見えない憲法裁判所

憲法裁判所では弁論が開かれるということは稀で、2024年4月ようやく、原告らに意見を述べる機会が与えられました。弁護士は大部の書面を何度も提出しましたが、国からの応答は2回、あっただけ。2024年4月までの長い期間、原告らは待つしかなかったのです。その間、彼女たちは街に出てキャンペーンをおこなっていたのですが、2022年に炭素中立カーボンニュートラル基本法が制定され、提訴から3年が経過したとき、それまでの活動を振り返り、戦略を練り直しました。この訴訟の目標を見直し、憲法裁判所の判決を得て、気候



韓国の気候訴訟の原告たち  
2025年3月8日開催シンポジウム「気候訴訟で社会を変え  
る一働き出した東アジアの若者たち」の発表資料より



韓国の気候訴訟の原告たち  
2025年3月8日開催シンポジウム「気候訴訟で社会を変え  
る一働き出した東アジアの若者たち」の発表資料より

変動を止めていく経路をイメージし、そのために社会に変化を作り出すための戦略的な活動に取り組みました。それは、多くの市民から体験に基づく自分の生活から気候危機を語ったメッセージを集め、変化を受け入れてくれる人々全体の運動をつくること。何と、5231人の声を国民意見書として提出しました。裁判という長期的な戦いに人々を引き入れ、社会的運動のモメンタムをつくってきました。この活動なくして、今回の決定には辿りつけなかったでしょう。

## ■ 憲法裁判所が示した気候変動対策の基本原則

憲法裁判所は決定の中で、気候変動は原告らの日常生活の基盤となる環境や生命や身体の安全等を脅かすもので、気候変動対策を講じることは国の義務であると認めました。

韓国の憲法第35条には、「全ての国民は健康で快適な環境において生活する権利を有し、国家と国民は環境保全のため努力しなければならない」とする、いわゆる環境権の規定があります。人為的な環境など生活環境もそこに含まれ、気候変動の原因を軽減し、適応するための対策を講じて、そのようなリスクを軽減する義務も含まれるとしました。このような考え方は、憲法に環境権の規定がない国でも示されており、生命、健康の権利や平等権、幸福追求権などから導かれるものですが、この訴訟で韓国憲法の環境権の規定が初めて生かされた機会となったともいえます。

裁判所は、国の義務の内容を判断する基準として、「平等」、「最小保護の禁止」、「法律の留保」の原則と、科

学的事実と国際基準に基づいて評価されるべきとしました。そして、過剰な負担が将来世代に転嫁されないようにすべきこと、選挙権のない若い世代は民主的な手続きへの参加が制限されているため、司法審査はより厳格になされなければならないことなどを示して、カーボンニュートラル基本法に2030年以降の削減目標が定められていないことを違憲と判断し、2026年2月までにこれを法制化すべきとしたのです。憲法では、環境権の内容は法律で定めるとされています。重要な事項は、法律自体で定めるべきというのが、法律の留保の原則です。

また、毎年削減目標の実施状況レビューや排出量取引制度など、排出量目標の達成を担保する措置についても、毎年、定量的削減目標を達成できなかった場合に未達成分をその後の削減目標に上乘せすることが明記されていないため、GHGの削減を効果的に担保する設計になっているとは言えないとしています。

## ■ 残された課題

原告たちは、2030年の削減目標が不十分であることも、違憲の理由にあげていましたが、この点は、9名の裁判官のうち、違憲判断に必要な6名に1名足りず、違憲との結論には至りませんでした。2030年に2018年比で40%削減との目標が不十分かどうかを判断する方法について、残余のカーボン・バジェットの各国への配分について、明白な国際的総意がまだ存在しないとの考えによるものです。この点は、2030年以降の削減経路の在り方をめぐっても、議論が続けられることでしょう。

(浅岡美恵)



韓国の気候訴訟の原告たち

2025年3月8日開催シンポジウム「気候訴訟で社会を変える一働き出した東アジアの若者たち」の発表資料より